

## 入札契約制度の見直し等について

本市の入札契約制度につきまして、下記のとおり見直し等を行いますので、お知らせいたします。詳細につきましては別紙を参照してください。

### 記

- 1 総合評価落札方式（低入札価格調査制度）の運用の見直しについて**  
低入札価格調査について一部見直しを行います。
- 2 監理技術者等の取扱い延長について**  
監理技術者及び主任技術者の途中交代について、運用を延長します。
- 3 現場代理人の兼任緩和について**  
現場代理人の兼任緩和について、当面の間、継続することとします。
- 4 建設工事及び工事関連業務委託に係る入札契約関連書類の押印について**  
建設工事及び工事関連業務委託に係る入札契約関連書類について、押印を見直します。
- 5 適用日**  
令和4年4月1日以降に公告する案件から適用

## 1 総合評価落札方式（低入札価格調査制度）の運用の見直しについて

入札手続きをより円滑に実施することで工事の早期着手及び事業者の事務的負担軽減を図るため、低入札価格調査の一部を見直します。

### 低入札価格調査に該当した場合の調査

調査内容		令和4年 3月まで	令和4年 4月以降	
		施工能力 評価方式	施工能力 評価方式 (※)	
関係書類提出	すべての項目に、単価、金額、経費率等を記載した設計書	○	○	
	直近2年間の決算書	○	—	
	低入札価格 調査用資料	職員数について	○	○
		建設業に従事する職員名簿	○	—
		現在の手持工事について	○	○
		施工に必要な機械、資材	○	○
		労働者の具体的供給見通し	○	○
		過去に施工した本市発注工事	○	○
		下請発注予定について	○	○
		完成工事売上高の割合	○	○
コスト削減について	○	○		
聞き取り調査	提出された関連資料を基に、入札内容等について来庁による聞き取り調査を実施	○	—	

・ 「—」の項目については、必要に応じて調査を実施する場合があります。

・ 技術提案方式及び実績評価方式については、これまでと同様です。

※ 提出書類の審査を進める中で内容に疑義が生じた場合、電話等の手段で提出書類の内容の説明を求める場合があります。

## 2 監理技術者等の取扱い延長について

監理技術者及び主任技術者の取扱いについて、特例措置として実施している下記の対応を、令和5年3月31日まで延長いたします。

監理技術者等の途中交代	
通常	死亡、疾病、出産、育児、介護または退職等の <u>真にやむを得ない場合のみ</u>
特例措置	<u>真にやむを得ない場合に、監理技術者等が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合等を含む。</u>

### 3 現場代理人の取扱いについて

令和元年台風第19号の災害発生に伴い運用してきた、現場代理人の取扱いについて、下記の対応を、当面の間、継続いたします。

項目	令和3年度まで	令和4年4月1日から
対応期間	令和4年3月31日まで	<b>当面の間</b>
兼任件数	兼任緩和：3件まで	

### 4 建設工事及び工事関連業務委託に係る入札契約関連書類の押印について

行政手続における押印の原則廃止の取組が推進されていることに伴い、押印について、見直しを行います。

#### ◎令和4年4月1日以降、押印を継続する書類

	申請書類等の名所	備考
入札関係書類	委任状	
	入札書	責任者及び担当者氏名並びに連絡先を記載した場合、押印は不要
	見積書	責任者及び担当者氏名並びに連絡先を記載した場合、押印は不要
契約関係書類	契約書	
	請書	
	仲裁合意書	
その他	特定建設工事共同企業体協定書	
	契約保証金還付申請書	責任者及び担当者氏名並びに連絡先を記載した場合、押印は不要

#### ◎上記以外の書類については、原則、押印不要といたします。

押印したとしても、修正を求めるものではありません。